目次

第一章 総則(第一条)

第二章 老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金(第二条―第十四条)

第三章 障害年金生活者支援給付金 (第十五条—第十九条)

第四章 遺族年金生活者支援給付金(第二十条—第二十四条)

第五章 不服申立て(第二十五条)

第六章 費用 (第二十六条・第二十七条)

第七章 雜則 (第二十八条—第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受

以下 給者 料 納 に 0 付 障害基 済期 玉 民 間 年 金の 礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付 を基 保険料 礎 とし た補 納 付済期 足的 老 間 及び 齢 年)保険: 金生活 料 免除 者支援給 期間を基礎とした老齢年 付金を支給するとともに、 金生活者支援 所 得 \mathcal{O} 給付 額 が 金又 定 は \mathcal{O} 保 基 準 険

第二章 老齢年金生活者支援給付金及び 補足的老齡年金生活者支援給付 金

これらの者の生活の支援を図ることを目的とする。

金を支給することにより、

(老齢年金生活者支援給付金の支給要件)

第二条 は、 額 ょ 基 第三十三号) る裁定の請求をしたもの 礎年金」という。) (政令で定める場合にあっては、 が、 前 玉 Þ 年とする。 その は 第三十 者の 玉 民 前 年 金法 五 年 以下この 条第二 の受給権者であって当該老齢基礎年金を受ける権利につ $\widehat{}$ 昭昭 月から七月までの月分のこの項に規定する老齢年 (以下この条、 頃に 項 和三十 第 お 号に 当該合計額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする į, 兀 年 て同じ。) 規定する公的 法 第十条及び第十一条において 律第百四十 中 の公的 年 号) 金 等 年 -金 等 0 \dot{O} 規定による老 収 入 金 \mathcal{O} 収 入金! 一額をいう。 「老齢基礎年金受給権者」 額 齢 金生 (所 7 基 一礎年 得 活者支援給付 て同法第十六条の と前 税 法 金 年 (以下) (昭 Ò 所 和 得と · 単 に 金に 兀 + 0) つい とい 規定に 年 「老齢 合計 法 j 律 7

以 下 「前年所得額」という。) が国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額を勘案して政

令で定める 額 (第十) 条第一 項にお 7 7 「所得基準額」という。) 以下であることその他 その 者 及び その者

と 同 一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、 当該老齢基礎年金

受給権者に対し、老齢年金生活者支援給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、 老齢年金生活者支援給付金は、 当該老齢基礎年金受給権者が次の各号のいず

れ かに該当するとき(第三号に該当する場合にあっては、 厚生労働省令で定めるときに限る。) は、 支給

しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

当該老齢基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

三 刑事施設、 労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

3 第 項に 規定する所得 の範囲及びその額 の計算方法は、 政令で定める。

(老齢年金生活者支援給付金の額)

老齢年金生活者支援給付金は、 月を単位として支給するものとし、 その月額は、 次に掲げる額 (そ

 \mathcal{O} 額 に五十銭未満 の端数が生じたときは、 これを切り捨て、 五十銭以上一 円未満の端数が生じたときは

これを一円に切り上げるものとする。)を合算した額とする。

給付基準 -額に、 その者の保険料納付済期間 **国** 民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間を

他の法令の規定により同項に規定する保険料納付済期間とみなされた期間を含む。

の月数を四

百 八十で除して得た数 (その数が一を上回るときは、 一)を乗じて得た額

1

V ;

国民年

金法第二十七条本文に規定する老

齢

基

金磯 年:

.

0

額に、

その

者

の保険

料免除期間

同

法第五

一条第

項に規定する保険料 免 除 期間 をい V. 他 \mathcal{O} 法 合のに 規定により 同 項に 規定する保険 料 免除 期 間 とみ なさ

れ た期間を含み、 同法 第九十条の三第 項の 規定により納付することを要しないものとされた保 険 料に

係る期間を除く。 の月数の六分の一 (同法第五条第六項に規定する保険料四分の一 免除 期間 に あ 0 7

は、 同項に 規定する保険料四分の一免除期間 の月数の十二分の一) に相当する月数 (当該月数と同 法第

- 七条各号に掲げ る月数を合算した月数 回 百 八十 を限度とする。 以下この号に お *(*) て同じ。 とを

合算 l た 月 数 が 兀 百 八十 を超えるときは、 兀 百 八十かり ら当該各号に掲げ る月数を合算 L た月数を控除

た月数を限度とする。)を四百八十で除して得た数を乗じて得た額を十二で除して得た額

(給付基準額)

第四 条 給付 基 準 額 (前 条第 号に規定する給付 基準 -額をい . う。 以下同じ。 は、 五千円とする。

2 給 付基準 額について は、 総務省において作成する年平均の全国 消費者物価 指数 (以下この項に お 7 . て

物 価指数」という。) がこの法律 の施行の日の属する年の前年 (この項の規定による給付基準 額 0) 改定 0)

措置 が 講じられたときは、 直近 の当該措置が 講じられた年 -の 前 年) \mathcal{O} 物 価指数を超え、 又は下 回るに 至っ

た場合にお 7 ては、 その上昇し、 又は低下した比率を基準として、 その翌年 (T) 兀 月以降 \mathcal{O} 給付基準 -額を改

定する。

3 前 項の 規定による給付基準額の改定の措置は、 政令で定める。

(認定)

第五 条 老齢 年 金生活者支援給付金 の支給要件に該当する者 (次条第一項及び第二項、 第七条、 第九条第

項 並 びに第十 - 一条に お 1 て 「受給資格者」 という。) は、 老齢 年金生活者支援給付 金 の支給を受け ようと

するときは、 厚生労 働 大臣に対し、 その受給資格及び老齢年金生活者支援給付 金 \mathcal{O} 額 に つい 7 認定 \mathcal{O} 請求

をしなければならない。

2 前 項 の認定を受けた者が、 老齢 年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に

該当するに至った場合にお 7 て、 その該当するに至った後 \mathcal{O} 期 間 に係る老齢 年金生活者支援給付 金の支給

(支給期間及び支払期月)

を受けようとするときも、

同項と同様とする。

第六条 老齢 年金生活者支援給付金の支給は、 受給資格者が 前条の規定による認定の請求をした日の属する

月 \mathcal{O} 翌 苚 か 5 始め、 老 齢 年金生活者支援給付金を支給すべ き事 由 が 消 滅 した 日 \mathcal{O} 属する月で終わ る。

2 受給 資格 者が 災害その 他やむを得 ない 理 由 により 前 条 \mathcal{O} 規定による認定 の請 求をすることができな か 0

支給は、 た場合において、 前項 の規定にかかわらず、 その理由 がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、 受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができな 老齡年金生活者支援給付 . (金 の

くなった日の属する月の翌月から始める。

3 老 齢 年金生 活者支援給付 金は、 毎 年二月、 四月、 六月、 八月、 十月及び十二月の六期に、 それぞれ · の 前

月 での分を支払う。 ただし、 前支払期月に支払うべきであった老齢年金生活者支援 給付 金又 は 支給 すべ

き事 由が消滅した場合におけるその期の老齢年金生活者支援給付金は、 その支払期月でない月であっても

支払うものとする。

(支給の制限)

第七条 老齢年金生活者支援給付金は、 受給資格者が、 正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定によ

る命令に従わず、 又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、 その額の全部又は 部を

支給しないことができる。

第八条 老齢年金生活者支援給付金の支給を受けている者が、 正当な理由がなくて、第三十五条第一 項 の規

定による届 出をせず、 又は 書類そ \mathcal{O} 他の物件を提出しないときは、 老齢年金生活者支援給付金の支払 を

時差し止めることができる。

(未支払の老齢年金生活者支援給付金)

第九条 受給資格者が死亡した場合において、 その死亡した者に支払うべき老齢年金生活者支援給付金でま

だその者に支払っていなか 0 たも のがあるときは、 その者の 配 温 者 (婚姻 0 届出 をしてい な V) が、 事 実上

婚姻 関 係と同 様 \mathcal{O} 事 情 に ある者を含む。)、子、父母、 孫、 祖父母、 兄弟姉 妹又はこれ らの 者 以 外 \mathcal{O} 親

等内の親族であって、 その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、 自己の名で、 その未支

払の老齢年金生活者支援給付金の支払を請求することができる。

2 未支払 の老 齢年金生活者支援給付金を受けることができる者 の順 位は、 政令で定める。

3 未支払の老齢年金生活者支援給付金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人が

た請求は、 その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支払は、 全員に対

してしたものとみなす。

(補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件)

第十条 玉 は 老齢 基礎年金受給権者が、 その者 の前年所得額が 所得基準額を超え、 かつ、 所得基準 額 を勘

案して政令で定める額以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得 の状況 を勘

案して政令で定める要件に該当するときは、 当該老齢基礎年金受給権者に対し、 補足的老齢年金生活者支

援給付金を支給する。

2 前 項 0) 規定に か カ わ らず、 補足的老齢年金生活者支援給付金は、 当該老齢基礎年金受給権 者がな 次 の各号

 \mathcal{O} 1 ず れ か に該当するとき(第三号に該当する場合にあっては、 厚生労働省令で定めるときに限る。) は

支給しない。

- 一 日本国内に住所を有しないとき。
- 当該 老 齢 基 一礎年 金 0 全額につきその支給が停止されているとき。
- 三 刑事施設、 労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

(補足的老齢年金生活者支援給付金の額)

第十一条 補足的老齢年金生活者支援給付金は、 月を単位として支給するものとし、 その月額は、 当該老齡

基礎年金受給権者を受給資格者とみなして第三条の規定を適用するとしたならば同条第 一号に規定する額

として算定されることとなる額から、 その者の前年所得額の逓増に応じ、 逓減するように政令で定める額

とする。

(認定)

第十二条 補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、 補足的老齡年金生活者支援給付金

の支給を受けようとするときは、 厚生労働大臣に対し、 その受給資格及び補足的老齢年金生活者支援給付

金の額について認定の請求をしなければならない

2 前 項の認定を受けた者が、 補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその

要件に該当するに至った場合において、 その該当するに至った後の期間に係る補足的老齢年金生活者支援

給付金の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定時期)

第十三条 補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、 前年所得額の変動が生じた場合

における補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定は、 八月から行う。

(準用)

第十四条 第六条から第九条までの規定は、 補足的老齢年金生活者支援給付金について準用する。 この場合

において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三章 障害年金生活者支援給付金

、障害年金生活者支援給付金の支給要件)

第十五 条 国は、 国民 1年金法 の規定による障害基礎年金 (以下単に 「障害基礎年金」という。) の受給権者

で あ て当該な 障 害基礎年金を受ける権利に つい て同法第十六条の規定による裁定の 請 求をしたもの (以 下

この条において「障害基礎年金受給権者」という。)が、 その者の前年の所得(一月から七月までの月分

のこの項に規定する障害年金生活者支援給付金については、 前 々年の所得とする。)がその 者 の所得税法

に 規定する控除 対象配 偶者及び扶養親族 (第二十条第一項にお () 7 「扶養親族等」 という。 0) 有 無及び

数に応じて、 政令で定める額以下であるときは、 当該障害基礎年金受給権者に対し、 障害年金生活者支援

給付金を支給する。

2 前 項の規定にかかわらず、 障害年金生活者支援給付金は、 当該障害基礎年金受給権者が次の各号のいず

れ かに 該当するとき (第三号及び第四号に該当する場合にあっては、 厚生労働省令で定めるときに限る。

は、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

当該障害基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

三 刑事施設、 労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

四 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

3 第 項に規定する所得 \mathcal{O} 範囲及びその 額 の計算方法は、 政令で定める。

、障害年金生活者支援給付金の額、

第十六条 障害年金生活者支援給付金は、 月を単位として支給するものとし、 その月額は、 給付基準 額 (障

害 \mathcal{O} 程度が 国民年金法第三十条第二 項に規定する障害等級 Ø) — 級に該当する者として障 害基 礎 年 金 \mathcal{O} 額 が

計算されるものにあっては、 給付基準額の百分の百二十五に相当する額(その額に五十銭未満 の端 数 が生

じたときは、これを切り捨て、 五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるもの

とする。))とする。

(認定)

第十七 文 障害 年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、 障害年金生活者支援給付金の支給を受け

ようとするときは、 厚生労働大臣に対し、 その受給資格及び障害年金生活者支援給付金の額について認定

の請求をしなければならない。

2 前 項の認定を受けた者が、 障害年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に

該当するに至った場合にお いて、 その該当するに至った後の期間に係る障害年金生活者支援給付金の支給

を受けようとするときも、同項と同様とする。

(障害年金生活者支援給付金の額の改定時期)

第十八条 障害年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、 障害の程度が増進し、 又は低下したこ

とに よ り 障 害基 金 \mathcal{O} 額 が 改定され た場合に お け る障 害年 金生活者支援給付 金 一の額 \mathcal{O} 改定 は、 当該 ⁾障害

基礎年金の額が改定された日の属する月の翌月から行う。

(準用)

第十九条 第六条から第九条までの規定は、 障害年金生活者支援給付金について準用する。 この場合におい

て、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章 遺族年金生活者支援給付金

(遺族年金生活者支援給付金の支給要件)

第二十条 国は、 国民年金法の規定による遺族基礎年金 (以下単に「遺族基礎年金」という。) の受給権者

であって当該 遺族基礎年金を受ける権利につい て同法第十六条の規定による裁定の請 求をしたもの (以 下

この条 12 おお 1 て 遺 族基 礎年金受給権者」 という。 が、 その 者 の前 年の所得 $\widehat{}$ 月 か ら七 i 月 ま で 0) 月 分

O0) 項 E 規 定する遺 族年 金生活 者支援給付金については、 前 Þ 年 . О 所得とする。 が その 者 \mathcal{O} 扶 養親族

等 の有無及び数に応じて、 政令で定める額以下であるときは、 当該遺族基礎年金受給権者に対し、 遺族年

金生活者支援給付金を支給する。

2 前 項の規定にかかわらず、 遺族年金生活者支援給付金は、 当該遺族基礎年金受給権者が次の各号の いず

れ かに該当するとき(第三号及び第四号に該当する場合にあっては、 厚生労働省令で定めるときに限る。

)は、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

当該遺族基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

 \equiv 刑事施設、 労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

四 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

3 第一 項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(遺族年金生活者支援給付金の額)

第二十一条 遺族年金生活者支援給付金は、 月を単位として支給するものとし、 その月額は、 給付基準額と

する。

2 遺族基礎年金であって国民年金法第三十九条の二の規定によりその額が計算されているものを受給して

いる子に支給する遺族年金生活者支援給付金は、 て得た額 (その 額 に五十 -銭未満 の端数が 生じたときは、 前項の規定にかかわらず、 これを切り捨て、 給付基準額をその子の数で除 五十銭以上一円未満 \mathcal{O} 端 数が

生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)とする。

(認定)

第二十二条 遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、 遺族年金生活者支援給付金の支給を受

けようとするときは、 厚生労働大臣に対し、 その受給資格及び遺族年金生活者支援給付金の 額 に つい 、 て 認

定の請求をしなければならない。

2 前 項の認定を受けた者が、 遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に

該当するに至った場合において、 その該当するに至った後の期間に係る遺族年金生活者支援給付金の支給

を受けようとするときも、同項と同様とする。

(遺族年金生活者支援給付金の額の改定時期)

第二十一条第二項の規定によりその 額 が計算される遺族年金生活者支援給付金の支給を受けて

いる者につき、 遺族基礎年金の受給権を有する国民年金法第三十七条の二第一項に規定する子の数に増減

を生じた場合における遺族年金生活者支援給付金の額 の改定は、 当該増減を生じた日の属する月の翌月か

ら行う。

(準用)

第二十四条 第六条から第九条までの規定は、 遺族年金生活者支援給付金について準用する。この場合にお

1 同条第一項中 「できる」とあるのは、 「できる。 この場合において、 その死亡した者の死亡の当時

当該 遺 族基 礎 年 . \mathcal{O} 支給の要件となり、 又はその額 の加 算 \mathcal{O} 対象となってい た国 民年· 金 一の被保証 険 者 又 んは被

保 険者 であ 0 た者の子 は、 当該死亡した者の子とみなす」 とするほ か、 必要な技術的 読替えは、 政令で定

める。

第五章 不服申立て

第二十五条 厚 生労働大臣 (T) した老齢年金生活者支援給付金、 補足的老齡年金生活者支援給付金、 障害年金

生 活者支援給付 金又 は 遺族年金生活者支援給付 金 (以 下 「年金生 活者支援給付 ·· 金 _ と総称する。 の支給

に 関 す る処分は、 玉 民年 金法に基づく処分とみなして、 同法 第百 条 第 項 カン 5 第 五. 項 まで及び第 百 条

の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法 (昭和二十八年法律第二百六号) の規定を適用す

2 玉 民年金法第百一条の 規定により老齢基礎年金、 障害基礎年金又は遺族基礎年金に関する処分が 確定 L

たときは、 その処分についての不服を当該処分に基づく年金生活者支援給付金に関する処分についての不

服の理由とすることができない。

第六章 費用

(費用の負担)

第二十六条 年金生活者支援給付金の支給に要する費用 は、 その全額を国庫が負担する。

2 玉 庫 は、 毎年度、 予算の範囲内で、 年金生活者支援給付金に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(事務費の交付)

第二十七条 国は、 政令で定めるところにより、 市町村 (特別区を含む。 以下同じ。) に対し、 市町村長

特 莂 区 の区長を含む。 以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によって行う事務の 処理

に必要な費用を交付する。

第七章 雑則

(支払の調整)

第二十八条 甲 年 金生活者支援給付金を支給すべき者に対して、 乙年金生活者支援給付金を支給すべきでな

いにもかかわらず、 乙年金生活者支援給付金の支給としての支払が行われたときは、 その支払われ た乙年

金生活者支援給付金は、 甲年金生活者支援給付金の内払とみなすことができる。

2 年金生活者支援給付金を支給すべきでないにもかかわらず、 その年金生活者支援給付金としての支払が

行 わ れたときは、 その支払われ た年金生活者支援給付金は、 その後に支払うべき年金生活者支援給 付 金 \mathcal{O}

内 払とみなすことができる。 年金生活者支援給付金の額を減額して改定すべきに もかかわらず、 そ 0 改定

すべき月以降の分として減額しない額の年金生活者支援給付金が支払われた場合における当該年金生活者

支援給付金の当該減額すべきであった部分についても、 同様とする。

第二十 九条 年 金生活者支援給付金 の支給を受けるべき者が死亡したためその支給すべき事 由が 消滅したに

t か カゝ わらず、 その 死亡 0) 日 の 属する月の翌月以降の分として当該年金生活者支援給 付 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 渦 誤 払 が 行わ

れ た場合にお いて、 当 該 過 誤払による返還金に係る債権 (以下この条にお いて 「 返 湿湿金 債 権」 という。

に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金生活者支援給付金があるときは、 厚生労働省令で定めると

ころにより、 当該年金生活者支援給付金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当する

ことができる。

(時効)

第三十条 年金生活者支援給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び次条第一項の規定による徴

収 金を徴収する権利は、 二年を経過したときは、 時効によって消滅する。

(不正利得の徴収)

条 偽 りその 他 |不正 の手段により 年金生活者支援給付金の支給を受けた者があるときは、 厚生労働

大臣 は、 玉 税 徴収 の例により、 その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一 部を徴収す

ることができる。

2 国民年金法第九十六条第 項か ら第五項まで、 第九十七条及び第九十八条の規定は、 前項 の規定による

徴 収 金 \mathcal{O} 徴収について準用する。 この場合において、 同法第九十七条第 項中 「年十」 兀 ・ 六パ セ

当該 督 促 が 保 険料に係るものであるときは、 当 該 納期限 \mathcal{O} 翌 日 か ら三月を経過する日 ま での 期間 にこ ついて

は、 年七・三パーセント)」とあるのは、 「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

(受給権の保護)

第三十二条 年金生活者支援給付金の支給を受ける権利は、 譲り渡し、 担保に供し、 又は差し押さえること

ができない。

(公課の禁止)

第三十三条 租税その他の公課は、 年金生活者支援給付金として支給を受けた金銭を標準として、 課するこ

とができない。

(期間の計算)

第三十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、 民法 (明治二十九年法

律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(届出)

第三十五条 年金生活者支援給付金の支給を受けている者 (次項において「年金生活者支援給付金受給者」

という。) は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に対し、 厚生労働省令で定める事項を

届け出、 かつ、 厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 年金生活者支援給付金受給者が死亡したときは、 戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四号) の規定に

ょ る 死亡の 届 出 「義務者 ・ は、 厚生労働 省令で定めるところにより、 その旨を厚 生 労働大臣 に 居 け 出 な け れば

る死亡の届出をした場合 ならない。 ただし、 厚生労働省令で定める年金生活者支援給付金受給者の死亡について、 (厚生労働省令で定める場合に限る。) は、この限りでない。 同法の規定によ

(調査)

第三十六条 厚生労働大臣 は、 必要があると認めるときは、 年金生活者支援給付金 の支給要件に該当する者

〇 以 下 年 金生活者支援給付 金受給資格者」という。) に 対して、 受給資格 0) 有 無及び 年 金生活者支援給

付 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、 又は **当該** 職 員を

てこれらの事項に関し年金生活者支援給付金受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前 項 の規定によって質問を行う当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、 関係者の請求があ

るときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十七条 厚生労働大臣は、 年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは

他 等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、 給付であって政令で定めるものの支給状況につき、官公署、 そ 年金生活者支援給付金受給資格者若しくは年金生活者支援給付金受給資格者の属する世 \mathcal{O} 世 帯 12 属する者 の資産若しく は収入の 状 況又は年 又は銀行、 金生活者支援給付金受給資格者に対する年 国民年金法第三条第二項に規定する共済 信託会社その他の機関若しくは年金生 帯 \mathcal{O} 世帯主その 金 組合 たる

(市町村長が行う事務)

活者支援給付金受給資格者

の雇用主その他

の関係者に報告を求めることができる。

第三十八条 年 金生活者支援給付金 の支給に関する事務の一 部は、 政令で定めるところにより、 市町村長が

行うこととすることができる。

第三十九条 市町村は、 年金生活者支援給付金に関する処分に関し厚生労働大臣から求めがあったときは

資格者の属する世帯 その処分に必要な範囲内において、 の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に関 当該年金生活者支援給付金受給資格者又は年金生活者支援給付金受給 して必要な情報の提供を行うも

のとする。

(事務の区分)

第四 1十条 前 条 O規定により 市 町 村 が処理することとされ てい る事務は、 地 方自 l 治 法 (昭和二十二年 法律第

六十七号) 第二条第 九項第 号に 規定する第一号法定受託事務とする。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第四十一 条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務 (第三十八条の規定により市町村長が行うこととさ

れ たものを除く。) は、 日本年 -金機構 (以 下 「機構」という。)に行わせるものとする。 ただし、 第八号

及 び 第九号に 掲げ る権 限 は 厚 生 一労働 大臣が 自ら行うことを妨げ な 7

第五 条、 第六条第二項 (第十 匹 一条にお **(**) て準 用する場合を含む。) 及び第十二条の規定による請求の

受理

第十七条及び第十九条において準用する第六条第二項の規定による請求の受理

三 第二十二条及び第二十四条に お V) て準用する第六条第二項 \hat{O} 規定による請 求 の受理

兀 第三十 条第 項 0 規 定に、 ょ ŋ 国 税 徴 収 0) 例に ょ るもの とされ る徴収 に係 る権 限 国 税 涌 則 法 (昭 和

三十七年 法律第六十六号) 第三十六条第 項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 例 による 納 入の 告 知、 同 法第 兀 + - - 一条に お 1 7 準

用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利 の行使、 国税通則法第四 干

六条 の規・ 定 0 例による納 付の猶 子その 他 の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問 及 び 検査

並 び に 捜 索を除く。

五. 第三十一 条第一 項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法 (昭和三十四年法律第百四 十七

号) 第百四· 十一 条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による捜索

六 第三十一 条第二項にお ζ) て準 用する国 民年 金法第九十六条第四 項 の規定による国税滞納処分の例によ

る処分及び 同 項 \mathcal{O} 規 定に . よる市 町 村に対する 処 分 \mathcal{O} 請 求

八 第三十六条第一 項の規定による命令及び質問 七

第三十

五

条

 \mathcal{O}

規

定に

による届立

出

の受理

及び

同

条第

項

 \mathcal{O}

規定による書類その他の物件

:の受領

九 第三十七条の規定による書類 の閲覧及び資料 この提供の求め並びに報告の求め

+ 第三十 九条の 規定による情 報 い受領

+ 前各号に掲げるも 0) 0 ほ か、 厚生労働省令で定め る 権 限

2

分等」という。 機 構 は、 前 項 第 その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行 五. 号に 撂 げ る権 限 及び 同 項第六号に掲 げ る国 税 滯 納 処分の 例による処分 (以 下 滯 納 処

に うため必要があると認めるときは、 必 要な情況 報 を提供するとともに、 厚生労 厚生労働省令で定めるところにより、 働 大臣自らその 権限を行うよう求めることができる。 厚生労働大臣 に当該権 限 0) 行使

3 厚生 労働大臣は、 前項 \mathcal{O} 規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、 又は 機構 所が天

項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが

困難若しくは

災その他

の事

由により第一

不適当となったと認めるときは、 同項各号に掲げる権限 の全部又は一 部を自ら行うものとする。

4 国 民 年 金法 第百 九条 \mathcal{O} 兀 第四 項 か ら第七 項 ま で 0 規 定 は、 機 構 に よる第 項各号に掲 げる権限 に保 る事

務 \mathcal{O} 実 施 又 は 厚生労 働 大 臣 による 同 項各号に掲 げる権限 限 \mathcal{O} 行使に 0 ** \ て準 用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第四十二条 機構は、 滞納 処分等を行う場合には、 あらかじめ、 厚生労働大臣の認可を受けるとともに、 次

条第 項に規定する滞納処分等実施 規程に従い、 徴収職 員に行 わ せなければならない。

2 玉 民 年金法 第百九条の六第二項及び第三項の規定は、 前項の 規定による機構が行う滞納処分等について

準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第四十三条 機構は、 滞納処分等の実施に関する規程 (次項において 「滞納処分等実施規程」という。) を

定め、 厚生労働 大臣 の認可を受け なければならない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。

2 国民年金法第百九条の七第二項及び第三項の規定は、 滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用

する。

(機構が行う命令等に係る認可等)

第四 1十四条 機 構 は、 第四十一 条第一 項第八号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、 あらかじめ、 厚生

労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機 構が第四十一条第一項第八号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七条 (第十四条、 第十九

条及び第二十四条において準用する場合を含む。)及び第三十六条の規定の適用については、これらの規

定中「当該職員」とあるのは、「日本年金機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四十五 条 ح 0) 法 律に規定する厚生労働大臣 の権限は、 厚生労働省令で定めるところにより、 地方厚生局

長に委任することができる。

2 前 項の規定により地 方厚生局長に委任された権限は、 厚生労働省令で定めるところにより、 地方厚生支

局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第四十六条 厚生労働大臣は、 機構に、 次に掲げる事務(第三十八条の規定により市町村長が行うこととさ

れたものを除く。)を行わせるものとする。

第二条第 一項及び第二項、 第七条 (第十四 条にお いて準用する場合を含む。) 並びに第十条の規定に

よる老齢 年 金生活者支援給付 金又は 補 足的 老 齢 年金生活者支援給付 金 の支給に係る事務 (当該 老齢 年金

生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の認定を除く。)

第五条及び第十二条の規定による認定に係る事務 (第四十一条第一項第一号に掲げる請求の受理及び

当該認定を除く。)

第八条 (第十四条に お いて準 用する場合を含む。) の規定による老齢年金生活者支援給付金又 は 1補足

的 老齢年金生活者支援給付金の支払の一 時差止めに係る事務 (当該支払の一 時差止めに係る決定を除く

_

匹 第九条第一項 (第十四条において準用する場合を含む。) の規定による請求の内容の確認に係る事務

五 第十五条第一 項及び第二項並びに第十九条において準用する第七条の規定による障害年金生活者支援

給付金の支給に係る事務 (当該障害年金生活者支援給付金の支給の認定を除く。)

六 第十七条の規定による認定に係る事務(第四十一条第一項第二号に掲げる請求の受理及び当該認定を

除く。)

七 第十九条において準用する第八条の規定による障害年金生活者支援給付金の支払の一 時差止めに係る

事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

八 第十九条において準用する第九条第一項の規定による請求の内容の確認に係る事務

九 第二十条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する第七条の規定による遺族年金生活者支

援給付金の支給に係る事務 (当該遺族年金生活者支援給付金の支給の認定を除く。)

+ 第二十二条の規定による認定に係る事務 (第四十一条第一項第三号に掲げる請求の受理及び当該認定

を除く。)

+ 第二十四条において準用する第八条の規定による遺族年金生活者支援給付金の支払の一時差止めに

係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

第二十 匹 条に お 7 て 準 用す んる第九 条第 項 \hat{O} 規 定による請 求 \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 確 認に係る る 事 務

第三十一条第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務 (第四十一条第一項第四号から第六号ま

でに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、 第三十一条第二項に お 1

て準 一用する る国民年金法第九十六条第一 項の規定による督促その他 の厚生労働省令で定める権限を行 |使す

る事務並びに次号及び第十六号に掲げる事務を除く。)

十匹 第三十 一条第二項に お 1 て準 用す Ź 玉 民 年金法第九十六条第一 項及び 第二 項 \mathcal{O} 規定による督 位に係

る事 務 (当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。)を除く。)

十五 第三十一条第二項にお いて準用する国民年金法第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の

徴 収 に係 る事 務 (第四十一 条第一 項第四号から第六号までに掲げる権限 を行使する事 務及び 次条第 項

 \mathcal{O} 規 定に ょ り 機 構 が 行う収 や納、 第三十 条第二項に お 1 て準 甪 する 国 民 年 金法第九 十六条第 項 \mathcal{O} 規定

による督促その 他 0 厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事 務を除く

第四十一条第一 項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務 (当該権限を行使する事

務を除く。)

十七 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定に

ょ る求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務 (当該情報 の提

供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

十八(前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 玉 民 年金法 第百九条の十第二項及び第三項の 規定は、 前 項の事 務について準用する。

(機構が行う収納)

第四十七条 厚生労働大臣は、 会計法 (昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、

政令で定める場合における第三十一条第一 項の規定による徴収金、 年金生活者支援給付 金の 過誤払による

返還金その 他 (T) 厚生労働省令で定めるものの 収 い納を、 政令で定めるところにより、 機 構 に 行わせることが

できる。

2 玉 民年金法第百九条の十一第二項から第六項までの規定は、 前項の規定による機構が行う収納について

準用する。 この場合において、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

(情報の提供等)

第四十八条 機構は、 厚生労働大臣に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、 年金生活者支援給付金の

支給に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、 この法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業が、 適正 か , つ 円

滑 に行われ ħ るよう、 必要な情報交換を行うことその他 相互 $\overline{\mathcal{O}}$ 密接な連 携の 確保に 努めるものとする。

(政令への委任)

第四十九条 この法律に規定するもののほか、 年金生活者支援給付金の支給手続その他年金生活者支援給付

金に関し必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第五· 十条 この 法律の規定に基づき命令を制定し、 又は改廃する場合に おいては、 その命令で、 その 制定又

は 改 廃 に伴 1 合理 前 に必要とされる範囲内において、 所要の経過措置 (罰 則に関する経過措置を含む。

を定めることができる。

(罰則)

第五 $\overline{+}$ 条 偽 りその他不正 の手段により年金生活者支援給付金の支給を受けた者は、 三年 以下の懲役又は

百万円以下 の罰金に処する。 ただし、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) に正条があるときは、 刑法によ

る。

第五十二条 第三十五条第二項の規定に違反して届出をしなかった戸籍法の規定による死亡の届出義務者は

十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一 部

を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)

号) 附則第一条第二号に掲げる規定

の施行の日

から施行

する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め る日 から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定 公布の

日

附則第一 五条第一 項の規定 この法律の施行の日 (以下「施行日」という。) 前の政令で定める日

(準備行為)

第二条 厚生労働大臣、 市 町村長及び機構は、 施行日前 にお いても、 この法律に基づく年金生活者支援給付

金の支給に関する事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

(検討)

第三条 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、 低所得である高齢者等の生活状況、 低所得者

対 策 \mathcal{O} 実 施 状 況及び国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年 · 金 の額等を勘案 Ĺ 総合的 に検討が

加えられ、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(財源の確保)

第四条 年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、 社会保障の安定財源の確保等を図る税制 の抜

本的 な改革を行うための消費税法 の 一 部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用

て、確保するものとする。

(年金生活者支援給付金の認定の請求等に関する経過措置

第五 条 施行 日において年金生活者支援給付金の支給要件に該当すべき者 (施行日において当該支給要件を

当該 年金生 活者支援給付 金につい て第一 五 一条第一 項、 第十二条第 一項、 第十七条第一 項又は第二十二条第

一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前 「項の手続をとった者が、この法律の施行の際当該手続に係る年金生活者支援給付金の支給要件に該当

L ているときは、 その者に対する当該年金生活者支援給付金の支給は、 第六条第一項 (第十四条、 第十九

条及び第二十四条に お 1 て準用する場合を含む。 の規定に か カン わ らず、 施行 日 \mathcal{O} 属 する月 カ ら始 で める。

3

次

 \mathcal{O}

各号に掲げる者が、

施行

日 か

ら起算して三月を経過する日

までの

間

に第五

条 第

項、

第十二条第

項、 第十七条第一項又は第二十二条第一項の規定による認定の請求をしたときは、 その者に対する年金生

活者支援給付金の支給は、 第六条第一項 (第十四条、 第十九条及び第二十四条において準用する場合を含

む。 の規定 にか か わらず、 それぞれ当該各号に定める月から始める。

施 行 日 に お 7 7 年 金生 活者支援 給付 金 の支給要件に該当している者 (施行日にお いて当該支給要件を

満たすこととなった者を除く。) 施行日の属する月

施行日以後施行日から起算して二月を経過する日までの間に年金生活者支援給付金の支給要件を満た

すこととなった者 その者が当該認定の請求に係る年金生活者支援給付金の支給要件を満たすこととな

った日の属する月の翌月

(老齢年金生活者支援給付金等の支給要件の特例)

第六条 第二条の規定の適用については、 当分の間、 同条第一項中「老齢基礎年金(」とあるのは 「老齢基

礎年金 (国民年金法等の一 部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号) 附則第十 五. 条第一 項又は第二

項 \bigcirc 規定に よる老齢 基 礎 年金を除く。 と、 「の受給権者」 とあるの は 「の受給権者 (六十五歳に達して

1 る者に限る。) 」 と、 同 法 とあるの は 国民年金法」

(老齢年金生活者支援給付金等の額の計算の特例)

第七条 第三条の規定の適用については、 当分の間、 同条第一号中「他の法令」とあるのは、 「その者の二

十歳に達した日 \mathcal{O} 属する月前の期間及び六十歳に達 した日の属する月以後の期間 に係る同法第七条第 項

第二号に規定する第二号被保険者としての国 民 年金の被保険者期間 に 係る同 法第五条第一 項に規定する保

険料納付済期間を除き、他の法令」とする。

第八条 第三条各号に規定する額を計算する場合においては、 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和六

十年法律第三十四号。 0 1 7 は、 同 条中 兀 以 下 百 八十 昭昭 とあ 和 六十年国民年金等改正法」という。) るの は、 そ れぞれ 同 表 \mathcal{O} 下 欄 \mathcal{O} ように読み替えるも 附則別表第四 \mathcal{O} 上 のとする。 欄 に掲げ る者に

第九条 号 老 他 月 の前 齢 の法 とあ 年 金生活 令の 月以前 国民年金法等 る \mathcal{O} 規定により同項に規定する保険料免除 は、 者支援給付 の期間に係る保険料免除期間 玉 の一部を改正する法律 民 金 年金法等 に つい \mathcal{O} て 0 部を改正する法律 第三条の (平成十六年法律第百四号) (国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間をい 規定 .期間とみなされた期間を含む。)を有する者に支給する の適 用 (平成十六年法律第百 たつい て は 附則第十条第一 同 条第二号中 匹 号) 附則第十 同 項に規定する特定 法 第二十 · 条 第 七 項 各 条各

(老齢年金生活者支援給付金等の額の改定時期)

号」とする。

第十条 年 民 . -金法附 生活者支援給付 老齢 則 年 第七 金生活者支援給付金 文 金 の三第二 又 は 補 項 足的 0) 老 規 又は補 定に 齢 年金生活者支援給付金の 足的 よる届 老齢 出 年 が 行 金生活者支援給付金 わ ħ た場合その 額 \mathcal{O} 改定 他 は、 の支給を受けている者につき、 の政令で定める場合に 当該 政令で定める場合に お け る老齢 該当 国

するに至った日

0

属する月の翌月から行う。

(旧国民年金法による老齢年金受給者等に係る経過措置)

第十 条 昭 和 六十年 玉 民 年 -金等改 Ī 法 第 条 \mathcal{O} 規定による 改 正 前 \mathcal{O} 玉 民 (年金法 (以 下 旧 玉 民 年 金 法 と

いう。 による老齢 年金 旧 国民年金法附 則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給され る老

齢 年金及び老齢 福 祉年金を除く。) その他 の老齢を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるも

 \mathcal{O} に ついては、 当該政令で定める年金たる給付を老齢基礎年金とみなし、 か つ、 当該 給 付の 受給 権 者 を老

齢 基 礎 年 金 の受給権 者とみなして、 この 法律 (第三章 及 び 第四章を除く。 \mathcal{O} 規 定を適 用 す る。 0 場 合

に お 1 て、 ے れ 5 \mathcal{O} 規定 0) 適 用に 関 し必要な読 替えその 他 |必要な| 事 項は、 政令で定め る。

第十二条 旧 玉 民年金法による障害年金その他 の障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める

ŧ のについ ては、 当該政令で定める年金たる給付を障害基礎年金とみなし、 か つ、 当該給付の受給 権 者を

障 害基 一碟年 金 の受給権者とみなして、 この法律 (第二章及び第四 章を除く。 \mathcal{O} 規定 を適用する。 この場

合に おいて、 これらの規 定 0 適 用 に 関 L 必要な 読 替えその 他 必要, な事 項は、 政令で定める。

(旧国共済法による退職年金受給者等に係る経過措置

第十三条 国家公務員等共済組合法等の一 部を改正する法律 (昭和六十年法律第百五号) 第一条の規定によ この 学共 第一 る改正 附 ŧ 定による改 ょ 則第十一 る 0) (済法) 法 退 に 条の規定による改正 12 律 前 つい 職 よる退職年金又は私立学校教職員共済組合法等の一 年 0) (第三章及び第四 条の政令で定める年金たる給付の受給権者を除く。) という。 て 正 国家公務員等共済組合法 金 は、 前 0 地方 当該 地方公務員等共済組合法 公務員 に 政令で定める年 ょ 前 る退職 等共 章を除く。 0 私立学校教職員共済組合法 済 年 組 · 金 そ 合法等 (昭和三十三年法律第百二十八号。 金たる給付 の規定を適用する。 \mathcal{O} 他 0 (昭和三十七 \mathcal{O} 部を改 退 を老齢 職 を支給 Ī す 基 年法律第百五十二号。 (昭和二十八年法律第二百四十五号。 んる法律 事 部を改正する法律 礎年金とみ この場合において、 由とする年金たる給付であ を老齢基礎年 (昭 な 和 以 下 六十 Ļ ; か 旧 昭昭 以 下 金の受給権者とみなして、 つ、 法 これらの規定の適 律第 和六十年法律第百六号) 国 当 該 | 共済法 | 一旧 百 つて政 給 |八号) 地 共 付の受給 という。 済法」 令で、 第 以 下 用 定め という 条 権 「旧私 に関 者 \mathcal{O} に る 規

第十 給付を障害基礎年金とみなし、 \mathcal{O} 匹 条 害を支 旧 給 玉 事 共済法に 由とする年 ょ る -金たる: 障 害 かつ、 年 給付 金 当該給付の受給権者を障害基礎年金の受給権者とみなして、この法 で 旧 あ 地 って・ 共済 法に、 政令で定 ょ る障害年金 め るも \mathcal{O} 又は に . つ 1 旧 私学共済法に て は、 当 該 政令 ょ で定め る障害 る年 年 金 そ 金 たる $\overline{\mathcal{O}}$ 他

L

必

要な読替えその他

必要な事項は、

政令で定める。

律 (第二章及び第四章を除く。) の規定を適用する。 この場合において、 これらの規定の適用に関し必要

な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十五条 前二条の規定による年金生活者支援給付金の支給に関する事務の一部は、 政令で定めるところに

より、 法律によって組織された共済組合、 国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、

地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌するこ

ととされた日本私立学校振 興 • 共済 事業団に行わせることができる。

(地方自治法の一部改正)

別表第一に次のように加える。第十六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

関する法律(平成二十四年法律年金生活者支援給付金の支給に|第三-

第三十九条の規定により市町村が処理することとされている事務

(住民基本台帳法の一部改正)

第

号

第十七条 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) の一部を次のように改正する。

別 表 第一 中 Ł 十七 の十三の 項を七十七 の十四 の項とし、 七十七 の十二の項 の次に次 のように加 える。

七十七の十三 共済 日 私立学校振興 共済組合連合会、 共済組合及び全国 本年金機構又は地方公務員 組合連合会若しくは 厚生労働省及び 共済事業団 市 国家公務員 町村職員 日本 + 項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 省令で定めるもの -五条第 \mathcal{O} 同法第十条第一 遺族年命 号) による同法第二条第一項の老齢年金生活者支援給付 項 金生活者支援給付金 の障害年 項の補足的老齢年金生活者支援給付金、 金生活者支援給付 の支給に関する事務であつて総務 !金又は| (平成二十 同 法第二十条第 -四年法: 同法第 律第 金

(社会保険労務士法の一部改正)

第十八条 社会保険労務士法 (昭 和 四十三年法律第八十九号) *(*) 部を次のように改正する。

別表第一第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (平成二十四年法律第 号)

(日本年金機構法の一部改正)

第十九条 日本年金機構法 (平成十九年法律第百九号) の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中 「若しくは 船員保険法 (昭和十四年 法律第七十三号)」 を 船員保険法 (昭 和十

四年法律第七十三号)若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (平成二十四年法律第 号

)」に改める。

第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」 を 「、 船員保険法若しくは年金生活者支援給付金の支給に

関する法律」に改める。

第二十七条第二項中第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、 第三号の次に次の一号を加 "える。

几 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第四十一条第一項に規定する権限に係る事務? 同法 第四

十六条第一項に規定する事務及び同法第四十七条第一項に規定する収納を行うこと。

第三十八条第五項第二号中ニをホとし、 ハをニとし、 口 の次に次のように加える。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の

運営に関する事務

第三十八条第五項第三号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、 ロの次に次のように加える。

年金生活者支援給付金 の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事 業の

運営 に 関 段する事が 務のうち、 法令の 規定により 厚 生労働 大臣 又は 機 構 以外 \mathcal{O} 者が行うこととされてい

るもの

第四十八条第一項中「又は船員保険法」を「、 船員保険法又は年金生活者支援給付金の支給に関する法

律」に改める。

支援

給

付

金

 \mathcal{O}

支給に関する法律

(平成二十

· 四 年

法

律第

号)」に、

船員保険法

(昭

和

+

匹

年

法律

附 則第十 八条第三項中 「若しくは船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)」を「若しくは年 金生活者

第七十三号)、 を 「、年金生活者支援給付金の支給に関する法律 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 (平成二十四年法律第 (平成十六年法律第百六十六号) 号) 特定障害者に対す

る特 別障害給付金の支給に関する法律 (平成十六年法律第百六十六号)」に、 「若しくは船員保険法」」

を 「若しくは 年 金生活者支援給付 金 の支給 に関する法律」」に、 船員保険法、 特定 障 医者に、 対する特

別 障害給付 金 の支給に関する法律」 を 年 金生活者支援給付金 の支給に関する法律、 特定 障 害者 に 対す

る特 別障害給付金の支給に関する法律」に、 「又は船員保険法」を「又は年金生活者支援給付金の支給に

関する法律」に改める。

(日本年金機構法の一部改正に伴う調整規定)

第二十条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十四年 法 律 第

号。 以 下 「整備 法」という。) 0 施 行 の日前である場合には、 整備法第六十条のうち日本年 金 機 構法

附 則第十八条第三 一項の改 Ē 規定中 「船員保険 法 とあ るの は、 年 金生活者支援給付 金 の支給に関 ける法

律」とする。

(行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一 部改正)

第二十一条 行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律(平成二十四年法律

第 号。 以 下 「番号利用法」という。) *(*) 部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

九十五 厚生労働大臣

年金生活者支援 談給付⁴ 金 の支給に関する法律 平 -成二十 四年 法 律 第

号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であ

って主務省令で定めるもの

別表 第二に次のように加える。

 百十八 厚生	年金生活者支援給付金の支給一市	巾町村長	地方税関係情報、
 労働大臣	に関する法律による年金生活		又は介護
	者支援給付金の支給に関する		て主務省令で定める
	事務であって主務省令で定め		
	るもの		1

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一 部改正に伴う調整規定)

番号利用法別表第一の改正規定中

の日前である場合には、

前条のうち、

第二十二条

施行日が整備法の施行

「九十五」とあるのは 「九十四」と、 番号利用法別表第二の改正規定中 「百十八」とあるのは 「百十七」

とし、 の項を九十五 整備法第六十五 \mathcal{O} 項とし、 条のうち、 九十三の 項の次に」 番号利用 法 と 別 表第一の改正規定中 番号利] 用法別表第二 同 0) 表 改正規定中 に」とあるの 同 表に」 は 同 表中 とあるのは 九 十四四

同 表中百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に」とする。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。